

制限事項ありの場合

事前相談に対する回答書（特別高圧）

様式 CK3 特高-20181001

回答日 ●●年●●月●●日

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●電力株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	●●年●●月●●日		
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●丁目●番地●		
発電設備等の種類	火力	希望連系点	●●線 No.▲
発電設備等の容量	620,000kW		
最大受電電力	600,000kW	希望受電電圧	275 kV

3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無	最大受電電力に対する [連系制限なし] ・ [連系制限あり]		
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力*1	500,000 kW		
電圧	275 kV	発電設備等設置場所から連系点(想定)*2までの直線距離	約 3 km

※1 熱容量に起因する連系制限を考慮した連系可能な最大受電電力を記載しており、その他の要因に基づく連系制限については考慮しておりません。

※2 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- ・ 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- ・ 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- ・ 本回答は、送変電設備の熱容量から評価した連系制限の有無のみを簡易的に確認した結果であり、接続検討の結果が本回答の内容と異なる結果となる可能性があります。
- ・ 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答の内容をお約束するものではありません。
- ・ 連系制限なしの場合、「連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力」の欄は「-」と記載しております。
- ・ 「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」は、あくまでも“直線距離”であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います。
- ・ 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります。
- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の分散型電源を連系すると、分散型電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

※連系制限とは既設送変電設備の空容量不足等により設備増強（アクセス線新設を除く）が必要な場合をいいます。

<その他>

- ・ (連系点(想定)の送変電設備が、N-1電制適用可であると公表している場合) 連系点(想定)の送変電設備は、N-1電制を適用できる可能性があります。なお、詳細検討は、接続検討において行います。

以上

事前相談に対する回答書（特別高圧）

様式 CK3 特高-20181001

回答日 ●●年●●月●●日

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●電力株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	●●年●●月●●日		
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●丁目●番地●		
発電設備等の種類	火力	希望連系点	●●線 No.▲
発電設備等の容量	620,000kW		
最大受電電力	600,000kW	希望受電電圧	275 kV

3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無	最大受電電力に対する [連系制限なし] [連系制限あり]		
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力*1	— kW		
電圧	275 kV	発電設備等設置場所から連系点(想定)*2までの直線距離	約 3 km

※1 熱容量に起因する連系制限を考慮した連系可能な最大受電電力を記載しており、その他の要因に基づく連系制限については考慮しておりません。

※2 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- ・ 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- ・ 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- ・ 本回答は、送変電設備の熱容量から評価した連系制限の有無のみを簡易的に確認した結果であり、接続検討の結果が本回答の内容と異なる結果となる可能性があります。
- ・ 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答の内容をお約束するものではありません。
- ・ 連系制限なしの場合、「連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力」の欄は「—」と記載しております。
- ・ 「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」は、あくまでも“直線距離”であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います。
- ・ 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります。
- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の分散型電源を連系すると、分散型電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

※連系制限とは既設送変電設備の空容量不足等により設備増強（アクセス線新設を除く）が必要な場合をいいます。

<その他>

以上